

9 令和7年
月号

協会
けんぽ

石川支部 からののお知らせ

事業所内で回覧してください



協会けんぽ石川支部
LINE公式アカウント
友だち追加は
コチラから

令和7年度

被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が、
現在もその状況にあるかを確認させていただくため、
被扶養者資格の再確認を実施しています。

今年度は、被扶養者資格が解除となる可能性
の高い方を対象に、『被扶養者状況リスト』
をお送りします。



再確認の対象者 以下のいずれかに該当する被扶養者(ご家族)様

1 健康保険の資格が
重複している
可能性が高い方

2 令和6年中の課税収入額が130万円
(60歳以上は180万円)を超過している方
※18歳未満の方や、直近で健康保険の
被扶養者として認定された方を除く。

3 同居が扶養認定の要件となっている
続柄の方のうち、被保険者(ご本人)様
と別居している可能性が高い方



⚠ 1 2 3 に該当する被扶養者様がない場合は、『被扶養者状況リスト』はお送りしません。

送付時期

令和7年 10月中旬から10月下旬(予定)



提出期限

令和7年 12月12日(金)

被扶養者資格が解除となる被扶養者様がいる場合

『被扶養者状況リスト』と『被扶養者異動届』のご提出をお願いいたします。

※『被扶養者異動届』は、可能な限り電子申請により日本年金機構へお届けください。電子申請によるお届けが
難しい場合は、同封の『被扶養者調書兼異動届』を協会けんぽへご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者
状況
リスト

+

被扶養者
異動届

◆ 令和6年度の実績 扶養解除者数 約6.3万人 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約11億円

お問い合わせ

●被扶養者資格再確認に関すること

業務グループ

TEL 076-264-7200 (音声ガイダンス ①)

被扶養者の方へ

集団健診のご案内

令和7年11月・12月に実施予定の集団健診のご案内をお送りします。

県内の
さまざまな
会場で実施!

骨粗しょう症検診など
オプション健診もあり!
※会場により内容が異なります。

送付対象者

開催地域にお住まいの
被扶養者(ご家族)様

送付時期

9月下旬

事業主様へのお願い

ご案内が届きましたら、被扶養者の方に受診いただける
よう、被保険者様へお声がけをお願いいたします。



お問い合わせ

●集団健診に関すること

保健グループ

TEL 076-264-7200 (音声ガイダンス ②)

協会けんぽ 2024(令和6)年度決算(見込み)のお知らせ

2024年度の決算(見込み)の概要

2024年度の決算は**収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円**となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止(2024年3月末廃止)等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

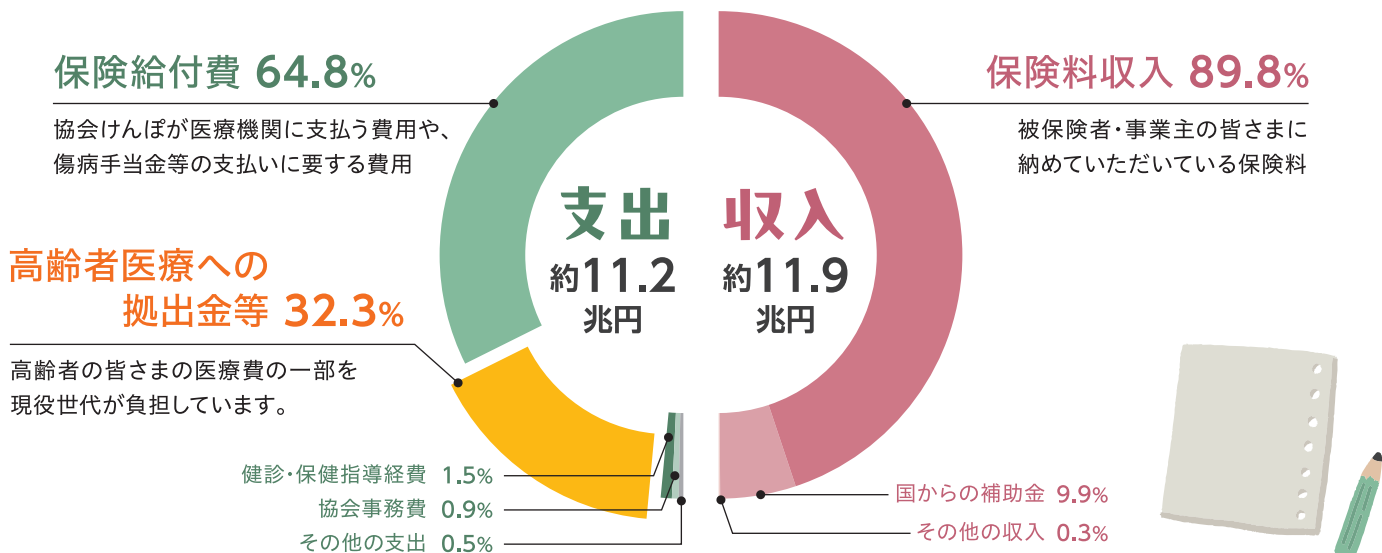
※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

● 2024年度決算(見込み) / 医療分 (単位:億円)

収入	保険料収入	106,490 (+3,492)
	国庫補助等	11,690 (▲1,184)
	その他	346 (+113)
	計	118,525 (+2,421)
支出	保険給付費	72,552 (+1,040)
	拠出金等	36,195 (▲1,030)
	その他	3,193 (+487)
	計	111,939 (+497)
単年度収支差		6,586 (+1,923)

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

A 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、

- ・現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような**保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと**
- ・協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれること**
- ・団塊の世代が後期高齢者になったことにより**後期高齢者支援金**が中長期的に高い負担額のまま推移する**ことが見込まれること**

等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

